

町田市民病院東棟中水揚水ポンプ修繕仕様書

1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院東棟中水揚水ポンプ修繕」に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、「町田市民病院東棟中水揚水ポンプ修繕」を受託者に委託し、長期使用により劣化が進んでいる中水揚水ポンプを交換し、良好な設備維持と医療環境の維持することを目的とするものである。

3. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院（東棟ピット階中水ポンプ室）

4. 履行期限

契約確定日から2020年12月31日

5. 修繕内容

- (1) 既存ポンプ撤去（2台）
- (2) 新規ポンプ設置（2台）
- (3) 電気工事
- (4) 試運転調整
- (5) 新設機器（参考）

①ポンプ TKN-405X6S-M3.7

ポンプ容量	吸込み口径	40mm
	吐出し口径	40mm
	吐出量	0.15 m ³ /min
	全揚程	56m
	同期回転速度	1,500min ⁻¹
	出力	3.7kw
	相数	3相
	電圧	200V

6. 施工条件

- (1) 作業日程および作業詳細については担当職員と調整すること。
- (2) 作業日は原則土日とするが、担当職員の承認があった場合は平日及び時間外の作業を認める。
- (3) 施設の性質上、作業中に騒音や振動の発生する作業等が制約される事があるため、事前に担当職員と打ち合わせを行い実施すること。
- (4) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については十分に注意して作業を行うこと。
- (5) 本修繕中は、必要な養生の措置を講じなければならない。

7. 一般事項

- (1) 更新する機器は全て新品とし日本工業規格（JIS）等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が適正処理を行うこと。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、すべて受注者がこれを代行すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議すること。

8. 特記事項

作業に関しては、町田市民病院の施設管理・運營業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。

9. 提出書類

- (1) しゅん工図 2 部
- (2) 報告書
新設品等及び施工前・施工中・施工後を撮影し、ファイルに綴じて提出する。なお、A 4 版縦、写真はカラーサービス版とする。
- (3) その他、発注者の指示がある場合は、データによる提出を行うこと。

10. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. 安全対策等

本契約を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

12. 軽微な変更

作業に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施する。

13. 試運転および運転指導

本装置の据付完了後、工期内に試運転確認を実施する。試運転については、担当職員立会のもと行う。

14. 保証

本修繕の保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。引き渡し日より1年を生じた故障等は請負者の負担にて、速やかに処置することとする。

15. 支払業務

支払については、完了報告書を提出し、検査の合格後に請求に基づき支払をする。

16. 定めのない事項

本仕様書に明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て請負者の負担で実施すること。

17. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。